

県土整備部発注工事におけるＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ舗装工（路盤））の試行要領 【受注者希望型】

（趣旨）

第1条 この要領は、県土整備部が発注する工事において、「ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ舗装工（路盤））【受注者希望型】」（以下、「ＩＣＴ舗装工（路盤）」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。

（ＩＣＴ活用工事）

第2条 ＩＣＴ舗装工（路盤）とは、以下に示す施工プロセス（①～⑥）においてＩＣＴを活用する工事とする。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～2)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

- 1) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 2) その他の3次元計測技術による起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、下記1)～2)に示す技術（ＩＣＴ建設機械）により施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール（モーターグレーダ）技術
- 2) 3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術

④ 3次元出来形管理資料等の作成

③により施工された工事完成物について、ＩＣＴを活用して施工管理を実施する。

＜出来形管理＞

下記1)～2)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 地上型レーザースキャナーによる出来形管理技術（舗装工）
- 2) その他の3次元計測技術による出来形管理技術（舗装工）

なお、表層については、面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督員との協議の上、従来手法での出来形管理を行ってもよい。

⑤ 出来形確認及び検査

トータルステーション等を用いて、現地で出来形計測を行い、3次元設計データの設計値と実測値との標高差等が規格値内であるかを検査する。

⑥ 納品

①～⑤にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

- 2 ICT舗装工の実施にあたり、施工プロセス（①～⑥）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。なお、プロセスの選択は、「③ICT建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。
- 3 総合評価落札方式（施工計画評価型・施工能力評価型）において、加点対象となるのは、第2条に示す全ての施工プロセス（①～⑥）においてICTを活用する場合に限る。

（対象とする工事）

第3条 ICT舗装工（路盤）は、下記工種を含む全ての発注工事を対象とする。ただし、ICT活用工事（ICT舗装工（路盤））【発注者指定型】の対象とする工事は除く。

表1 ICT舗装工（路盤）の対象工種種別

工事区分	工種	種別
・舗装工 ・水門	舗装工	・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工 ・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装工 ・コンクリート舗装工
・築堤護岸 ・堤防護岸 ・砂防堰堤	付帯道路工	

（試行対象工事の報告）

第4条 受注者からICT舗装工（路盤）を希望する旨の申し出があった際は、監督員から技術企画課へ連絡することとする。

- 2 技術企画課は、概ね四半期毎に発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。

（発注）

第5条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。

- 2 発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、入札公告にICT舗装工（路盤）の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し、発注手続きを行うこととする。

（ICT活用工事の実施手続）

第6条 ICT舗装工（路盤）の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書（ICT活用工事計画書）を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、ICT舗装工（路盤）を実施することができる。

- 2 ICT舗装工（路盤）として発注していない工事においても受注者から希望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者希望型と同様の取り扱いとすることができます。

(設計変更)

第7条 発注者は、ICT舗装工(路盤)の実施を指示した場合、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3次元起工測量・3次元設計データ作成およびICT施工にかかる経費を設計変更により計上する。

(工事成績)

第8条 ICT舗装工(路盤)を第2条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で5点を加点するものとする。
なお、施工プロセスを選択して実施した場合は2点を加点するものとする。

(監督・検査)

第9条 ICT舗装工(路盤)を実施した場合の対象工種の監督・検査は、国土交通省が定めた「ICT舗装工(路盤)に関する基準」により行うものとする。

表2 ICT舗装工(路盤)に関する基準

施工	1	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）
	2	TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）
	3	TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）
	4	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）
検査	5	地上型レーザースキャナーを用いた監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	6	TS等光波方式を用いた監督・検査要領（舗装工事編）
	7	TS（ノンプリズム方式）を用いた監督・検査要領（舗装工事編）
	8	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた監督・検査要領（舗装工事編）

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

平成31年3月29日改定（平成31年4月1日適用）

令和元年8月22日改定（令和元年9月1日適用）